

第六次猪名川町総合計画（後期基本計画）策定業務仕様書

I. 総則

1 業務目的

「第六次猪名川町総合計画（後期基本計画）策定業務」（以下「本業務」）は、本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため策定した「第六次猪名川町総合計画（前期基本計画）」の計画期間が令和6年度で終了することから、令和7年度を初年度とする「第六次猪名川町総合計画（後期基本計画）」を策定するにあたり、専門知識を有する事業者によるその支援を委託する。なお、令和4年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」と整合を図るとともに、「猪名川町地域創生総合戦略」は第六次猪名川町総合計画に包含していることから、その内容を含みつつ、本町の独自性を打ち出した実効性の高い新たな基本計画の策定を目的とする。

また、計画策定後の評価・検証や、町民への周知・啓発に向けた分かりやすい計画冊子、計画概要版の作成を行うものとする。

2 適用範囲

本仕様書は、「第六次猪名川町総合計画（後期基本計画）策定業務」の受託業務に適用する。

3 適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、本町条例等の関係法令に基づき実施する。

4 疑義

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、町と協議の上、指示に従い業務を遂行すること。

5 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日とする。

6 業務実施上の条件

(1) 業務責任者

業務責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとし、専任者を配置する。

(2) 業務の打ち合わせ

本業務の円滑な進捗を図るため、業務実施期間中においては、本業務の進め方や進行管理・成果等について町と連携を図り十分な協議を行うとともに、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにする。

7 その他

・本業務を遂行する上で知り得た情報については、町の承認を得ることなく第三者に漏らしては

- ならない。個人情報の取扱いに関しては、猪名川町情報公開条例に基づき、適正に行うこと。
- ・猪名川町暴力団排除に関する条例第2条に定義する暴力団員及び暴力団密接関係者は、本業務を受託することはできない。
 - ・その他、関係法令及び町条例などを順守すること。
 - ・受託者は、町の承認を得ることなく受託業務を他人に委託することはできない。

8 資料の貸与

本業務に必要な猪名川町保有資料は貸与するが、適正な管理を持って保管するとともに、業務終了後は速やかに返却すること。

9 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて猪名川町の所有とし、猪名川町の許可なくして貸与・公表・使用してはならない。

II. 業務内容

1 業務概要

総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成する。それぞれの概要及び計画期間は次の通りとする。

- (1) 基本構想は、本町のまちづくりの基本理念並びにまちの将来像を示すものであり、計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間としているため大幅な見直しは行わない。しかしながら、第2部（基本構想）第3章の目標人口については、現状と大きく乖離している状況にあることを踏まえ、見直しを行うこととする。
- (2) 基本計画は、基本構想を実現する為の施策の基本的方向及び体系を示すもので、計画期間を前期・後期の5カ年ごとに区分し、各期終了時に進捗状況を評価し、社会・経済情勢の変化に合った柔軟な計画の見直しを行うこととし、本業務では、令和7年度から令和11年度までの後期基本計画策定への支援とする。

計画の策定にあたっては、社会経済情勢、町の現状の変化などを踏まえた計画策定に努めるとともに、本町において取り組んできた「参画と協働のまちづくり」をさらに進めるための取り組みを実施しながら、その計画づくりを進めることとする。

とくに、令和4年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した内容とするとともに、急速に進展する少子高齢化を踏まえた人口推計に基づく計画とする必要がある。

上記のようなことから、基本計画の策定を確実かつ計画的に遂行するため、本業務は、作成全般にかかるコンサルティング業務とし、概ね内容は次のとおりとする。

- (1) 現状把握・分析、第六次総合計画前期基本計画及び事務事業の評価・検証、「デジタル田

園都市国家構想総合戦略」との整合

①基礎調査の実施及び結果の分析

- ・総合計画策定のための基礎的な現状把握のため、社会経済動向等の把握・整理及び分析を行う。また、急速に進展する少子高齢化を踏まえた人口推計を行う。とくに、現行計画の第2部（基本構想）第3章の目標人口については、現状と大きく乖離している状況にあることを踏まえ、見直しを行うこととする。

②行政評価の取り組み及び総合計画進捗管理のスキームの確立

- ・本町では、総合計画の目標達成状況を自己評価するとともに、必要に応じ施策を見直す取り組みとして、毎年、行政評価の取り組みを行ってきた。しかし、基本であるPDCAサイクルのうち、とくに「C」と「A」について十分に機能していない現状にある。このことから、効果的・効率的な行政評価を実施し、本町が進める行政改革の一助にする観点から、行政評価の取り組み及び総合計画進捗管理について、PDCAサイクルが確立できる評価・検証の仕組みづくりの構築に向けた、提案・助言を求める。

※PDCAサイクルの循環を確立できる評価・検証の手法等について、高度な見地からの企画提案を求める。また、第六次総合計画後期基本計画の策定に必要な評価・検証の実施に関しても受託者の支援対象とする。

③「デジタル田園都市国家構想総合戦略」との整合

- ・「デジタル田園都市国家構想総合戦略」との整合を図るとともに、本町の関連計画等の整理・分析を行い、取り組み内容やKPI等の数値目標についても整合を図るものとする。

(2) 住民意識調査の実施

無作為抽出の15歳以上の住民(3,000人)を対象にアンケート調査を計画・実施する。アンケート手法として、郵送に加え、Web方式でのアンケート調査を実施する。

1. 調査票の作成

調査票約3,000部

2. 調査票郵送

調査表及び返信用封筒の発送。

送付先ラベルシール、発送用封筒、回収用封筒、発送費用及び返送費用は受託者の負担とする。ただし、対象者の抽出作業及び送付先ラベルシールへの宛名の印刷は、町が行う。

3. 結果集計・分析

4. 調査結果報告書まとめ

(3) 住民参画の推進

本町が進めてきた「参画と協働のまちづくり」をさらに進めるため、住民団体等が主体となり、参加した住民が今後、まちづくりの担い手となるようなきっかけと気づきを得られる時間を創造するとともに、計画策定に活用すること。

※手法等について、高度な見地からの企画提案を求める。また、実施運営等に関しても受託者の支援対象とする。

(4) 基本構想及び基本計画の作成支援

基本構想及び基本計画素案の策定支援を行う。

ただし、基本構想の方向について大幅な変更はないものとするが、趣旨や潮流、目標人口など、現在の社会情勢等を踏まえた修正は行うものとする。

(5) 総合計画審議会等への出席と支援

(a) 令和5年度より立ち上げる総合計画審議会及び各部会の運営支援

- ①全体会4回程度
- ②正副部長会3回程度
- ③部会2部会×4回程度

(b) 庁内組織会議（プロジェクトチーム、作業部会）への支援

- ①プロジェクトチーム4回程度
- ②作業部会4回程度

資料作成、会議への参加及び議事録の作成、意見の整理と分析を行い、基本構想及び基本計画への反映に向けた支援を行う。

(6) パブリックコメントの実施支援

(7) 基本構想及び基本計画の作成支援

1～6までの経過を踏まえ、基本構想及び基本計画のまとめを行い、レイアウトの提案、図表、イラスト、写真などを盛り込んで編集し、最終印刷版の原稿を作成すること。

- ①第六次総合計画書【本編】の作成支援
 - 【本編】の構成案（編集・レイアウト）の作成
 - 【本編】に記載すべき、図表、地図、図面、イラスト等の提供
- ②第六次総合計画書【概要版】の作成支援
 - 【概要版】の構成案（編集・レイアウト）の作成
 - 【概要版】に記載すべき、図表、地図、図面、イラスト等の提供

2 年度別の主な業務委託内容について

【令和5年度】現状把握・分析、第六次総合計画前期基本計画の評価・検証、策定方針の検討、住民意識調査の実施、住民参画の推進、審議会・部会支援、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」との整合、基本構想及び基本計画の骨子立案等

【令和6年度】審議会・部会支援、基本構想及び基本計画（案）の作成、パブリックコメントの実施支援、計画書の企画・印刷等

3 成果品

下記3点（a, b, c）を令和7年3月31日までに成果品として納品する。

(a) 第六次総合計画後期基本計画※企画・デザイン含む

・ A4版、約150ページ、500部製本

①表紙（フルカラー）

②コート紙

③本文2色刷りもしくはフルカラー、使用写真データは提供

④アジロ綴じ製本

・ 上記計画書をWORD、PDF形式にて保存した電子記憶媒体（CD-ROM）1部

(b) 第六次総合計画後期基本計画概要版※企画・デザイン含む

・ A4版、約12ページ、500部製本

①表紙（フルカラー）

②コート紙

③本文フルカラー、使用写真データは提供

④中綴じ製本

・ 上記計画書をWORD、PDF形式にて保存した電子記憶媒体（CD-ROM）1部

(c) その他成果物一式（アンケート調査結果、住民参画結果、審議会資料等）を電子記憶媒体

（CD-ROM）に保存したもの

4 著作権及び版権

本業務で作成された印刷物の著作権及び版権は、猪名川町が所有するものとする。